

芝山町木造住宅耐震診断・耐震改修補助制度について

概要

令和6年(2024年)能登半島地震をはじめ、近年地震が増加しており、首都直下地震や南海トラフ地震による甚大な被害が懸念されています。昭和56年5月以前に建築された耐震性の不十分な木造建築物は、地震による被害が多かったことが報告されています。

芝山町では、災害に強いまちづくりを進めるため、住宅の耐震診断・耐震改修等に要した費用の一部を助成いたします。

○補助対象者

補助金の対象となる木造住宅※に自ら居住し、かつ、所有している者(共有名義である場合には、その代表者に限る。)を対象とします。

※木造住宅 木造の一戸建て住宅及び併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が、当該併用住宅の延べ面積の2分の1のもの)

ただし、以下に該当する場合は補助金の交付を受けることができません。

- ・町税等を滞納している者
- ・芝山町暴力団排除条例(平成24年芝山町条例第1号)第9条第1項に規定する暴力団密接関係者
- ・その他町長が不適当と認める場合

○耐震診断補助対象となる木造住宅

- ・町内に現に存するものであること。
- ・昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- ・地上階数が2以下であること。

○耐震改修補助対象となる木造住宅

- ・町内に現に存するものであること。
- ・昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- ・地上階数が2以下であること。
- ・建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定(集団規定であるものに限る。)に違反していないこと。
- ・耐震診断において「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断され、かつ、耐震改修工事後の耐震診断で「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」となり、耐震性の向上が期待できるものであること。
- ・補助金交付の決定を受けた年度の2月末までに補助対象事業を完了できるものであること。

○補助対象となる工事及び金額

・耐震診断

耐震診断に要する経費(消費税を除く)の2/3
(限度額8万円)

・耐震改修工事

耐震改修に要する費用のうち、次に掲げる額を合算した額
(1)設計費(消費税を除く)の1/3(限度額4万円)
(2)工事監理費(消費税を除く)の1/3(限度額6万円)
(3)工事費(消費税を除く)の1/3(限度額40万円)

○事前申込受付期間

令和8年4月1日(水)から

※補助金交付申請前に耐震診断・耐震改修工事を行った場合は交付を受けることができません。

木造住宅耐震診断補助金交付までの流れ

交付申請(11月末日まで)

木造住宅耐震診断補助金交付申請書(第1号様式)

- <添付書類>
- ・住民票の写し
 - ・木造住宅に係る登記事項証明書又は当該木造住宅の所有者が確認できる書類
 - ・木造住宅に係る建築確認通知書の写し又は当該木造住宅の建築年が確認できる書類
 - ・木造住宅の耐震診断に要する費用の見積書の写し
 - ・町税等の納付状況を確認できる書類

補助金交付決定

耐震診断完了

実績報告書の提出※耐震診断完了後30日以内又は交付決定年度の2月末日までいずれか早い日まで

<添付書類>

- (1)耐震診断の結果報告書
- (2)耐震診断に係る契約書の写し
- (3)耐震診断に要した経費の領収書の写し
- (4)その他町長が必要と認める書類

補助金額決定通知

交付請求書 提出

木造住宅耐震改修工事補助金交付までの流れ

補助金交付申請(11月末日まで)

木造住宅耐震改修補助金交付申請書(第1号様式)

- <添付書類>
- ・住民票の謄本
 - ・補助対象住宅の案内図及び登記事項証明書又は補助対象住宅の所有者を確認できる書類
 - ・耐震診断の結果報告書(木造住宅耐震診断士又は建築士が作成したものに限る。)の写し
 - ・補助対象経費(設計、工事監理及び工事)に係る見積書の写し
 - ・耐震改修工事の設計図書等
 - ・設計者及び監理者の木造住宅耐震診断講習会修了証の写し

補助金交付決定

耐震改修工事の実施

工事の完了

実績報告書の提出※工事完了後30日以内又は交付決定年度の2月末日までいずれか早い日まで

<添付書類>

- (1)耐震改修工事を行った部位ごとに、工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を撮影した写真(撮影場所を明記(明示)した図面を含む)。
- (2)耐震改修に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (3)耐震改修工事監理報告書(第10号様式)
- (4)耐震改修工事の竣工図等

補助金額決定通知

交付請求書 提出

※工事内容や金額に変更がある場合は、変更等承認申請書の提出が必要になります。